

2019(平成31)～2028年度

# 西宮市男女共同参画プラン

DV対策基本計画 女性活躍推進計画

西宮市



# 目次

## 第1章 プランの策定にあたって

- 1. プラン策定の趣旨 ..... 1
- 2. プランの位置づけ ..... 2
- 3. 市民及び事業所意識調査の概要 ..... 2

## 第2章 プランの基本的な考え方

- 1. 基本理念 ..... 3
- 2. 基本的視点 ..... 3
- 3. 重点施策 ..... 4
- 4. プランの期間 ..... 5
- 5. 数値目標 ..... 5
- 6. プランの進捗管理 ..... 6
- 7. 施策体系 ..... 7

## 第3章 重点施策と取組内容

- 1. DV(DV対策基本計画)、性暴力の根絶 ..... 9
- 2. 働く場における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画) ..... 14
- 3. 次世代に向けた男女共同参画の推進 ..... 19
- 4. 男女共同参画の視点による防災・減災施策の推進 ..... 21
- 5. 男女共同参画センターウェーブの機能強化 ..... 23

## 第4章 プランの推進体制

- 1. 推進体制 ..... 24

## 資料編

- 1. 基本施策 ..... 26
- 2. プランの策定経過 ..... 28
- 3. 西宮市男女共同参画推進委員会 ..... 29

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1. プラン策定の趣旨

### 性別にとらわれることなく、誰もが参画できる社会の実現に向けて

男女共同参画社会は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。こうした社会を実現するためには、固定的性別役割分担意識※1にとらわれることなく行動し、性別を理由とする不平等な取り扱いの解消に向けて市が取り組むことが重要です。

### 女性の活躍を推進するには、男性・管理職・事業主の積極的な取組が重要

2015(平成27)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されました。この法律は「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、職業生活で活躍することにより、豊かで活力ある社会の実現を図る」ことを目的とし、「経済成長の重要な柱」とされています。女性が活躍するためには、女性に焦点を当てた取組だけでなく、男性、管理職、事業主も積極的に意識を変革し、行動していかなければなりません。

### DVや性暴力の根絶に向けて

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV※2防止法)」の施行により、配偶者や交際相手からの暴力を根絶するための体制整備に努めてきました。しかし、本市のDV相談件数は年間700件以上で推移しており、依然として解決すべき課題となっています。また、若年層が性暴力被害に遭う事案も発生しており、こうした課題について、被害者支援だけでなく、「加害者にならない」という視点でも対策を講じる必要があります。

### 施策の重点化を図り、理念の実現に向け、着実に成果を出すプランへ

2007(平成19)年度から2018(平成30)年度までの12年間を計画期間とする「西宮市男女共同参画プラン(2011(平成23)年度からはDV対策基本計画も含む)」(以下、前プランという。)を策定し、「男女がいきいきと躍動する男女共同参画社会を実現する」ことを基本理念として、57の施策(うち重点施策は23)、およそ300の対象事業、25の数値目標を設定し、総合的かつ計画的に取組を進めてきました。

前プランにおける実績については、西宮市男女共同参画センターウェブ(以下、ウェブという。)における講座・図書・相談事業の充実や「いきいきフェスタ」、「市民企画講座」等の市民参画事業の充実、配偶者暴力相談支援センター「西宮市DV相談室」の開設等、一定の成果を上げました。

しかし、25の数値目標のうち、達成できたのはわずか5にとどまり、課題解決に向けた取組を十分に行えなかったという反省点があります。また、市内の企業や事業所等に向けた取組を実施できなかったこと、市民や市民団体、各支援機関等との協力や連携も不十分であったことも踏まえ、施策の「選択と集中」を行い、理念の実現に向け、着実に成果を出すプランを策定することとしました。

以上のことから、前プランにおける取組を継承・発展させつつ、2028年度までの本市の男女共同参画社会の実現を目指した取組や目標等を示す新しい「西宮市男女共同参画プラン」を策定するものです。

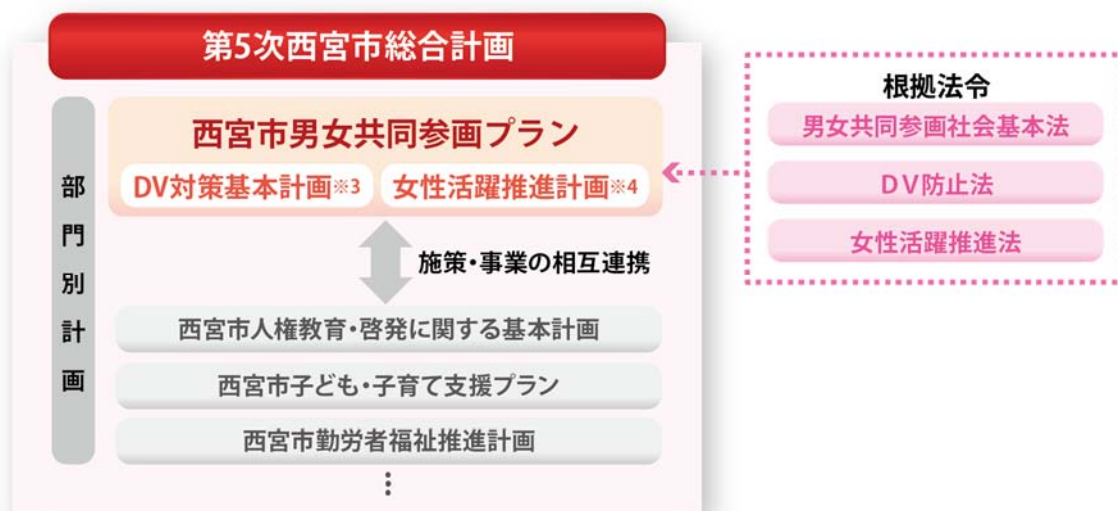
※1 「男は仕事、女は家庭」といった、性別によって役割を決めつける意識のこと。

※2 ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある人(又は親密な関係にあった人)からふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的・性的・経済的・社会的な暴力も含まれる。

## 2. プランの位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」(1999(平成11)年6月23日公布・施行)に基づき、本市の男女共同参画を推進する計画です。また、「第5次西宮市総合計画」の部門別計画として位置づけています。

本プランには、「男女共同参画推進」に向けて注力する施策を記載しています。



## 3. 市民及び事業所意識調査の概要

2017(平成29)年度に、本プラン策定の基礎資料とするため「男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」を実施しました。対象者や回収率等は以下のとおりです。

	市民意識調査	事業所意識調査
調査対象者	市内在住の満16歳以上の市民	市内の従業員数10名以上の事業所
対象者数	5,000人 (16～19歳 2,000人 20歳以上 3,000人)	2,000件
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	2017(平成29)年11月14日(火曜日)～12月4日(月曜日)	
回収数・回収率	1,906通 16～19歳 542人(27.1%) 20歳以上 1,358人(45.3%)	526通(26.3%)
調査項目	(1)回答者の属性 (2)男女平等観などについて (3)家庭生活や地域活動について (4)仕事について (5)DVなどの暴力について	(1)事業所の概要について (2)ワーク・ライフ・バランスについて (3)育児や介護と仕事の両立への支援について (4)女性の活躍推進について (5)その他

※3 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画。

※4 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく市町村推進計画。

## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1. 基本理念

基本理念は、本市が「**どういう社会を目指すのか**」を示すものです。

「**男女共同参画社会の実現**」を基礎としつつ、多様化する社会の課題にも対応するために、多様性を尊重し、活かすことができる社会を目指すため、次の基本理念を定めます。

**誰もが性別にとらわれることなく、**

**互いに尊重し合い、**

**一人ひとりの力を活かすことができる社会の実現**

### 2. 基本的視点

この理念を実現するために、前プランの基本的視点である「**男女の人権尊重**」「**あらゆる分野での男女共同参画の推進**」「**エンパワメント※5の促進**」「**仕事と家庭・地域生活の両立**」を踏まえ、さらに施策を推し進めるために、「**差別・暴力の根絶**」、「**多様性の尊重**」、「**問題解決のための連携強化**」という3つの考え方も加え、次の4つの基本的視点（施策の基本となる方向性や考え方のこと）として整理しました。

#### ①性別にとらわれることなく、一人ひとりの力を活かす

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが社会に参画できるようにするためには、社会における制度、慣行等が人生の選択に対して及ぼす影響をできる限り小さくする必要があります。男女共に利用できるはずの制度が、固定的性別役割分担意識に起因して、一方の性に偏って利用されていたり、旧来の男性中心型労働慣行が改善されないままでは、自分自身の持つ本来の力が発揮できないことがあります。そうした制度や慣行は、見直す必要があります。

#### ②一人ひとりの人権を尊重し、多様性を活かす

性のあり方や働き方、価値観など様々な課題が多様化しつつある昨今、「**多様性への気づき**」も重要な視点となります。女性活躍推進をはじめとする多様性の実現にむけた取組を進めることで、あらゆる状況の人の意見も反映しやすくなり、誰もが働きやすい職場の実現につながります。また、職場だけでなく、あらゆる場面において、多様な立場の人の意見を取り入れることで、社会の活性化にもつながります。なお、こうした取組を進めるにあたっては、一人ひとりの人権尊重を徹底するという視点を踏まえて実施します。

※5 自分が潜在的に持っている自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

### ③差別や暴力をなくし、対等な関係を築く

暴力が起こる関係性は、支配関係であり、決して対等ではありません。また、差別を行うことは、社会から排除することに繋がります。男女共同参画社会の実現のためには、差別や暴力をなくさなければいけません。差別や暴力の被害者の立場に寄り添い、自立に向けて歩むことができるよう、長期的視点に立ったサポートを行う必要があります。

### ④市民や市民団体、関係機関など様々なネットワークとの協力・連携の強化

男女共同参画推進に向けた施策を効果的に行うためには、他の支援団体や支援機関との協力・連携、市民との協働という視点が必須です。多様な人々と繋がりながら、取組を進めていきます。

## 3. 重点施策

本プランは「重点施策」と「基本施策」に分かれており、計画期間のうち、重点的に取り組む内容を中心に記載しています(基本施策は「資料編(P26)」をご覧ください。)

国の「第4次男女共同参画基本計画(2015(平成27)年度閣議決定)」において強調している視点及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2020」の重点的に取り組む課題、前プランにおける成果や課題、附属機関である西宮市男女共同参画推進委員会(以下、推進委員会という。)での提言等を踏まえて、次の5つの重点施策を設定しました。

4つの「基本的視点」を持ちながら、優先して取り組む施策を以下の5つの「重点施策」に絞って、一つずつ着実に実施することで、「基本理念」の実現を目指します(施策の体系図はP7～8参照)。

なお、複数の課題解決に繋がる取組を実施するために、横断的に施策を実施する場合があります。また、基本施策に位置付けられている施策とも横断的に実施する場合があります。

#### 重点施策 1 DV(DV対策基本計画)、性暴力の根絶

9ページ

#### 重点施策 2 働く場における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)

14ページ

#### 重点施策 3 次世代に向けた男女共同参画の推進

19ページ

#### 重点施策 4 男女共同参画の視点による防災・減災施策の推進

21ページ

#### 重点施策 5 男女共同参画センターウェーブの機能強化

23ページ

施策の順番は、重要度・優先順位を示すものではありません。

Memo

## 4. プランの期間

2019(平成31)年度から2028年度の10年間の期間とします。

なお、本プランの期間中に、社会情勢等の変化を踏まえ、施策や取組等を見直す必要が生じた場合には、見直しを実施します。

## 5. 数値目標

次の数値目標を設定し、達成に向けて取組を実施します。

**1** **市職員向けのDVや性暴力防止に関する研修等において、「理解が深まった」と回答した職員の割合**

DV被害や性被害を見抜く力をつけ、早期発見や丁寧な対応、二次被害防止も含めた市職員の資質向上のための研修等を毎年開催します。

調査未実施 → **90%以上**

➡ 第3章 1.DV、性暴力の根絶

**2** **DV相談窓口の認知度(男女別)**

DVを受けた場合、一人で悩まないための相談窓口を知ることは、被害者の安心にも繋がることから、目標を設定します。値は国の第4次男女共同参画計画の目標を採用しました。

女性45.8%  
男性29.7%  
(2017(平成29)年度) → **男女ともに70%**

➡ 第3章 1.DV、性暴力の根絶

**3** **市の課長級以上の管理職に占める女性割合**

本市の特定事業主行動計画である「西宮市職員次世代育成支援・女性活躍推進プラン<前期計画>」(2015(平成27)～2019(平成31)年度)と同じ数値を採用しています。2020年度以降の特定事業主行動計画策定の際、本プランも見直し、現行よりも高い数値目標を設定します。

12.9%  
(2017(平成29)年度) → **15%**

➡ 第3章 2.働く場における男女共同参画の推進

**4** **市職員の男性の育児休業取得比率**

本市の特定事業主行動計画である「西宮市職員次世代育成支援・女性活躍推進プラン<前期計画>」(2015(平成27)～2019(平成31)年度)と同じ数値を採用しています。2020年度以降の特定事業主行動計画策定の際、目標達成のための具体的な取組を実施します。

3.57%  
(2017(平成29)年度) → **13%**

➡ 第3章 2.働く場における男女共同参画の推進

**5** **男女共同参画センターウェブの認知度**

基本理念の実現を目指すにあたって、ウェブの役割や活動を市民に理解していただき、積極的に活用し、連携していくことが重要だと考え、目標を設定します。

調査未実施 → **次回調査時の認知度から2倍**

➡ 第3章 5.男女共同参画センターウェブの機能強化

Memo

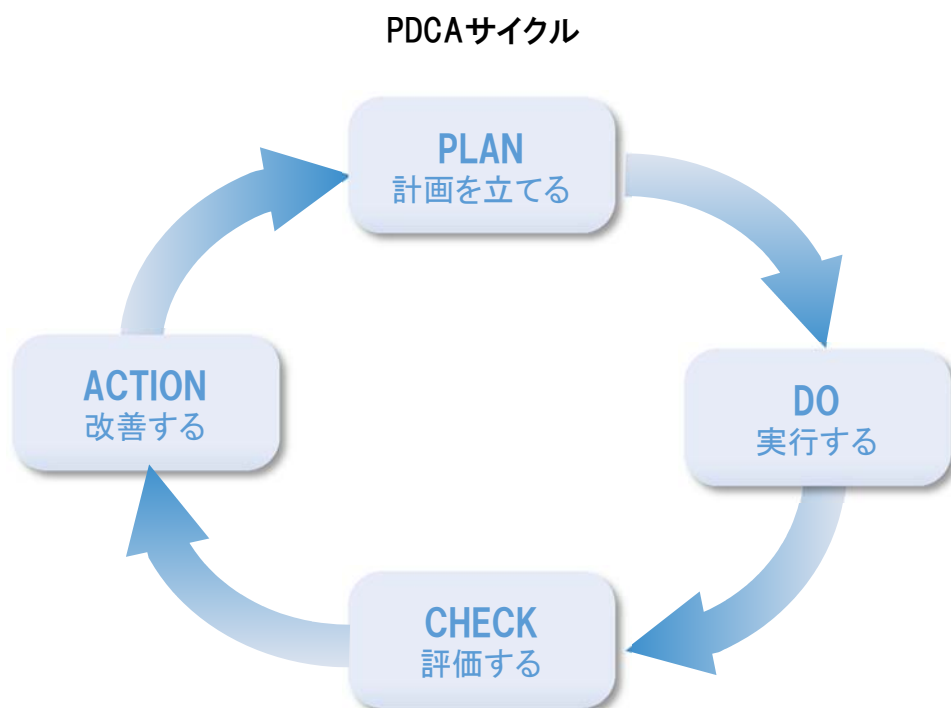


## 6. プランの進捗管理

本プランに基づく事業の実施状況等においては、「西宮市男女共同参画推進委員会」において報告し、第三者的な立場から評価、意見、提言を受け、PDCAサイクルに基づいたプランの着実な推進を図っていくとともに、その評価結果や意見・提言の内容等をホームページ等で公表します。

前プランで作成していた「推進状況・評価報告書」は廃止し、P9～23「第3章 重点施策と取組内容」に記載している取組を中心とする新たな報告書を作成し、本プランの進捗管理を行います。

また、公表の際は、市民にとってわかりやすい資料となるよう努めます。



---

Memo

---

---

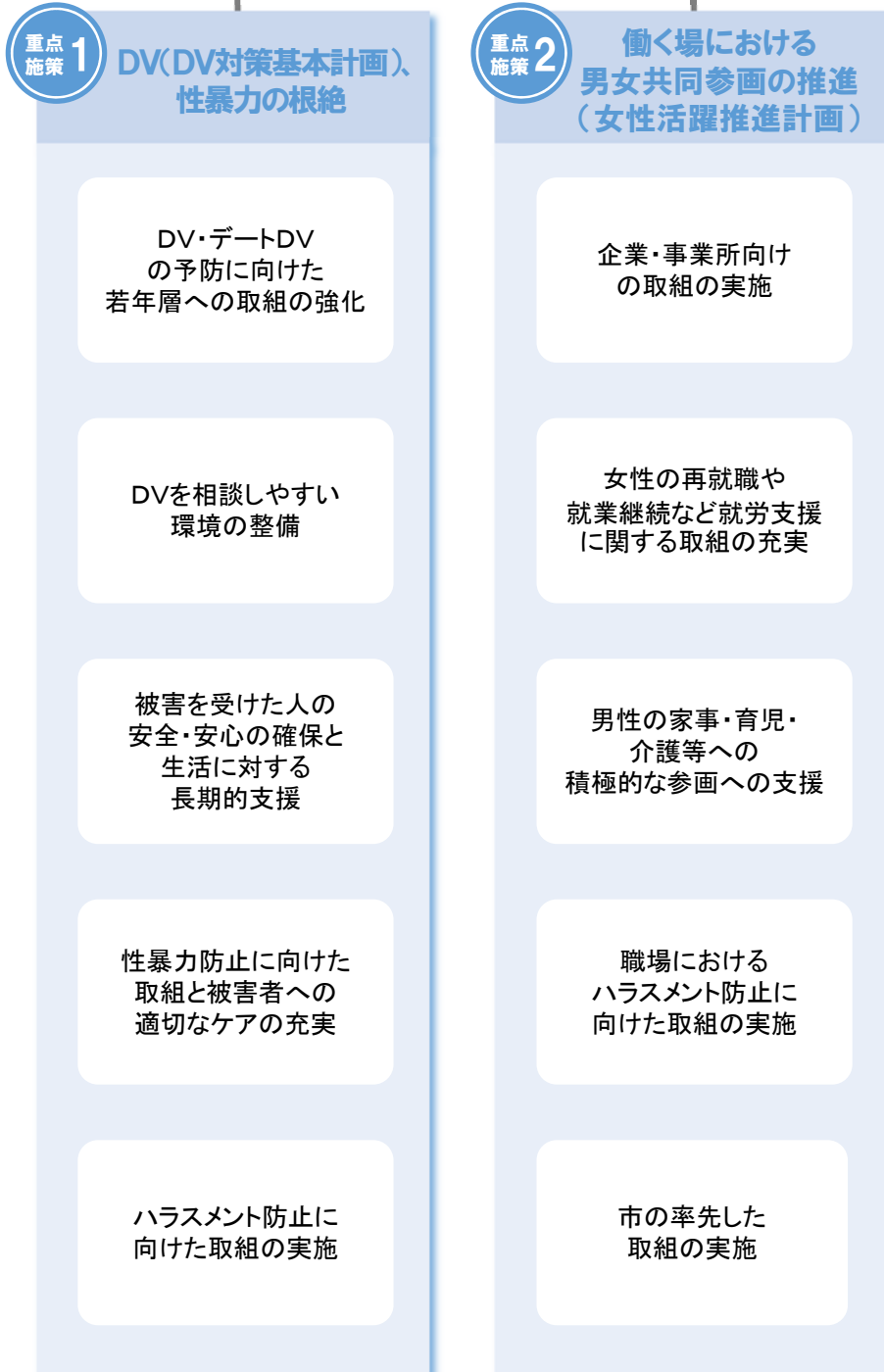
---

## 7. 施策体系

### 施策の基本

### 基本理念

誰もが性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、一人ひとりの力を活かすことができる社会の実現



Memo

## 基本的視点

- 1.性別にとらわれることなく、一人ひとりの力を活かす
- 2.一人ひとりの人権を尊重し、多様性を活かす
- 3.差別や暴力をなくし、対等な関係を築く
- 4.市民や市民団体、関係機関など様々なネットワークとの協力・連携の強化



Memo

# 第3章 重点施策と取組内容

## 重点施策 ① DV(DV対策基本計画)、性暴力の根絶

### 暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり

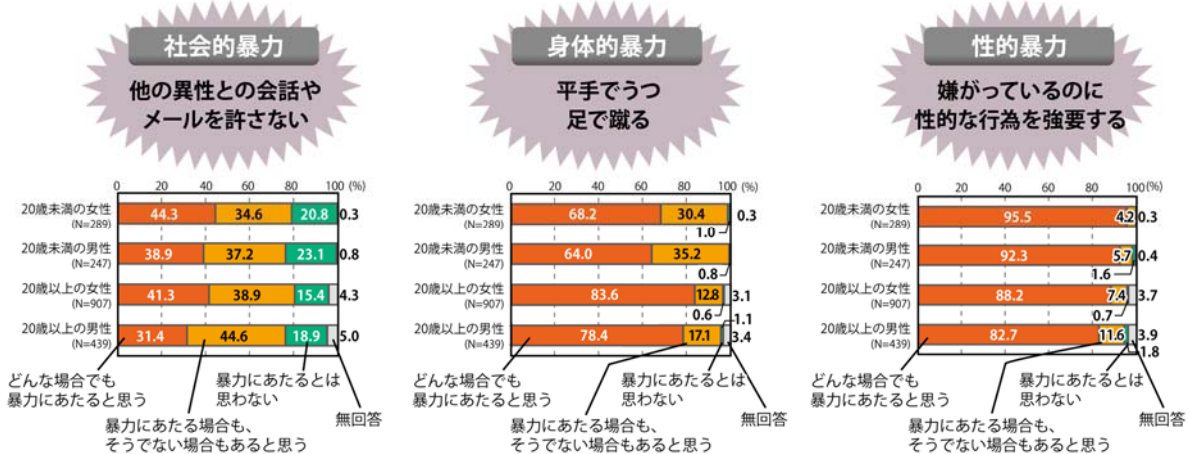
DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント(以下、セクハラという。)といった暴力は、男女の固定的役割分担意識、経済力の格差及びそれに伴う支配関係等、今日の社会において男女が置かれている社会状況に根差した構造的な問題です。また、DVには、「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」、「社会的暴力」等、様々な形態が存在します。

2017(平成29)年度に実施した「市民及び事業所意識調査(以下、調査という。)」では、「DVに対する意識」について、社会的暴力(例:他の異性との会話やメールを許さない)は、「どんな場合でも暴力にあたる」と回答したのは、どの世代も約40%にとどまっています。

さらに、身体的暴力(例:平手でうつ・足で蹴る)は、男女とも20歳未満の人(以下、若年層という。)の30%を超える人が、また、性的な暴力(例:嫌がっているのに性的な行為を強要する)は20歳以上の男性の約10%が、「暴力にあたらぬ場合もあると思う」又は「暴力にあたると思わない」と回答しています。

何が暴力にあたるのかに気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくりをするために、今後もDV防止のための学習機会の提供といった取組を継続・充実する必要があります。

DVの行為に対する認識



資料: 男女共同参画に関する市民意識調査(2017(平成29)年 西宮市)

### DV・デートDV※6を無くすための学習内容の充実

2016(平成28)年度は、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間にウェブ主催講座を2回開催し、若年女性への暴力に関する講座と啓発ポスターづくりも行いました。2017(平成29)年度は、加害者向けプログラムの現状等を考える講座を開催しています。

また、2013(平成25)年度から始まった市内公立中学校の生徒を対象とした「デートDV防止講座」は、2016(平成28)年度は3校、2017(平成29)年度は5校、2018(平成30)年度は6校で開催し、DV・デートDV防止に向けた取組を広げています。2016(平成28)年度には、教員向け研修も1回開催しています。

今後も継続して学習機会の提供を行うとともに、DV被害の防止だけでなく、「加害者にならない」という視点も踏まえ、内容の充実に努めます。また、様々な機会をとらえた学習機会の提供に努めます。

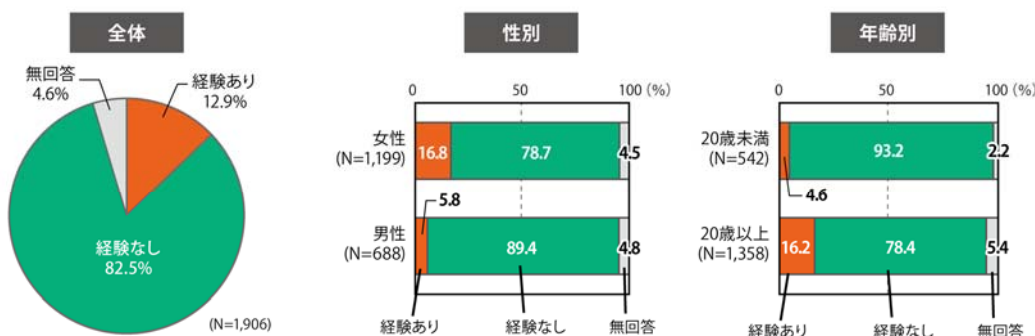
※ 第3章内の図表中の「N」は、質問に対する回答者の総数を示しており、回答結果の割合(%)の分母を表します。

※6 恋人間で起こるDVのこと。

## 支援を受けやすい環境整備や安全・安心の確保、生活の支援等の継続

調査では、「DV被害経験の有無」について、被害を受けた経験があると回答した人は、回答者1,906人のうち245人で、約8人に1人(12.9%)が経験があると回答しました。また、20歳未満では4.6%、20歳以上では16.2%が経験があると回答しています。被害を受けた人は、身体的・精神的・経済的ダメージが大きく、自立した生活が困難になることもあります。また、DVは、直接被害を受けた人だけでなく、DVを目撃した子どもにも大きなダメージを与えており、これは児童虐待に該当します。

### DV被害経験の有無



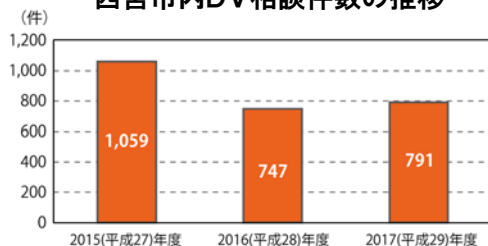
資料：男女共同参画に関する市民意識調査(2017(平成29)年 西宮市)

市のDVの相談件数は、2015(平成27)年度の1,059件から減少しているものの、2016(平成28)・2017(平成29)年度は約800件あり、依然として多くの相談を受けています。

しかし、調査では、「DVの被害をどこに相談したか」については、「どこ(誰)にも相談しなかった」が52.2%あり、半数以上の人々がどこ(誰)にも相談できていない状況であることから、相談したくても相談できない被害者が多く存在しているものと思われます。被害者が声を上げやすい環境をつくることが重要です。

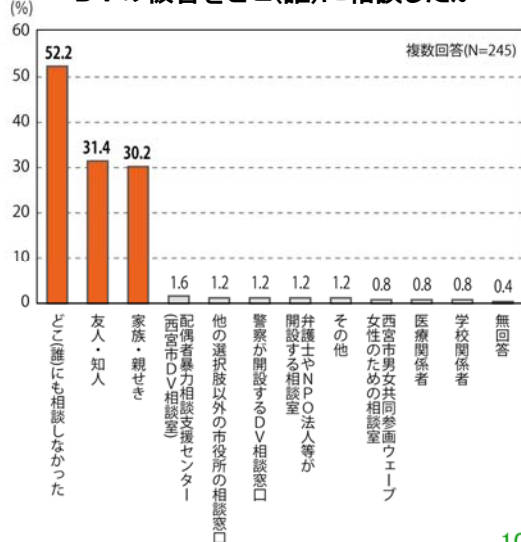
市等が設置しているDVの相談窓口の認知度は、2011(平成23)年と比べて、女性は29.5%から45.8%と向上しているものの、男性は約30%のまま変化していません。また、DVについて相談した人の相談先の多くが「友人・知人」又は「家族・親せき」であり、市等が設置しているDVの相談窓口へ相談した人は約1%と極めて少ない状況となっています。このことから、相談者本人だけでなく、その周囲も相談窓口を知り、支援に繋げていく必要があります。

### 西宮市内DV相談件数の推移

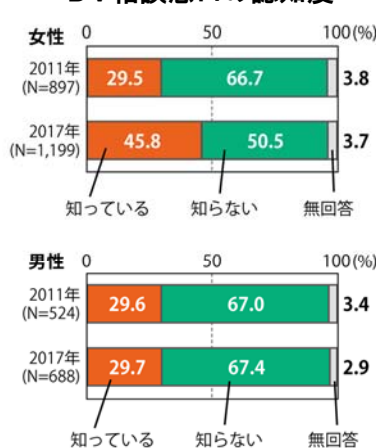


資料：兵庫県資料(2017(平成29)年度 DV相談件数について)

### DVの被害をどこ(誰)に相談したか



### DV相談窓口の認知度

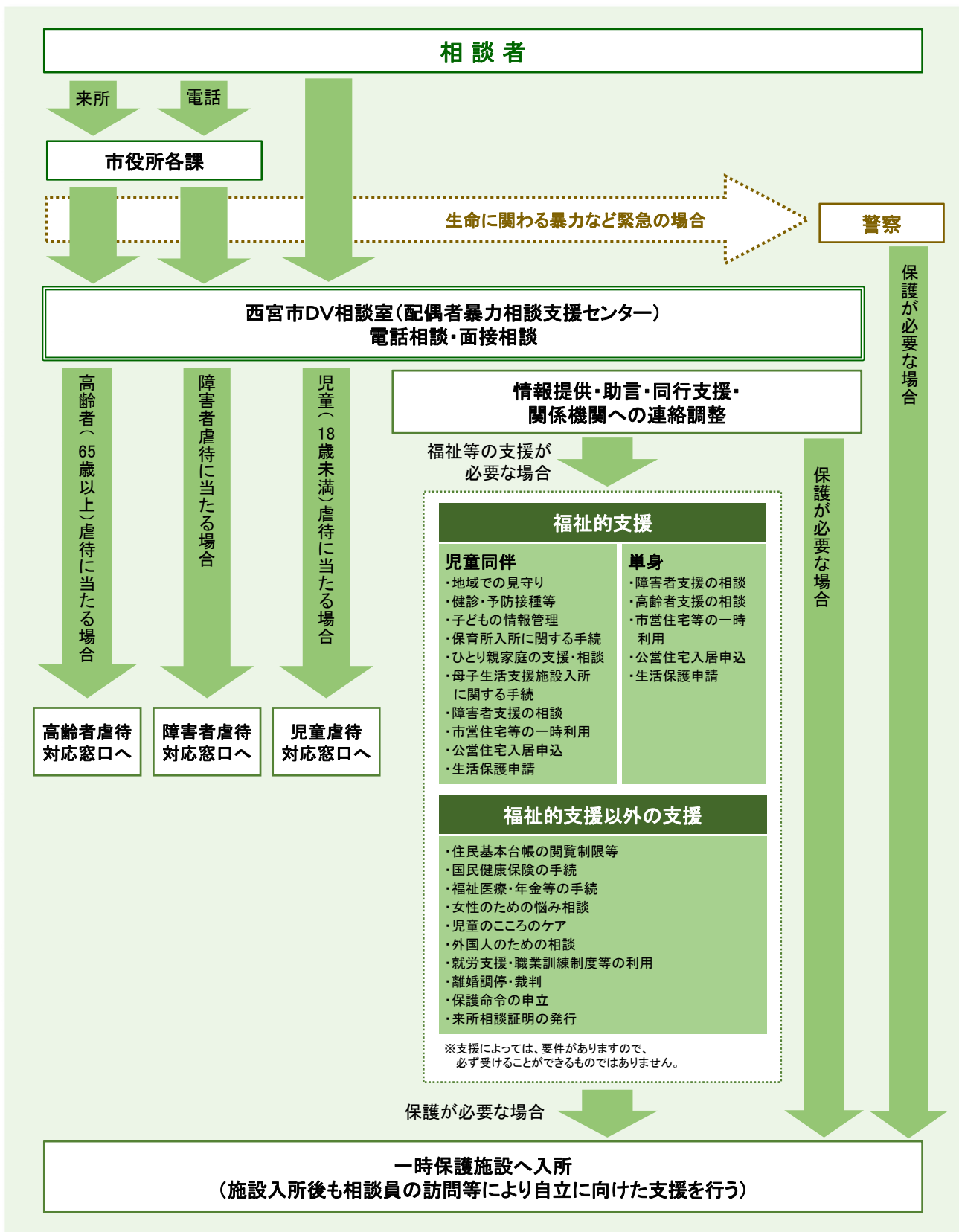


資料：男女共同参画に関する市民意識調査(2017(平成29)年 西宮市)

DV被害者への支援体制については、引き続き相談窓口の周知を行い、DVの早期発見に努めるとともに、下図のとおり、「西宮市DV相談室(配偶者暴力相談支援センター)」を中心として、状況に応じて他の支援窓口へつなぐ等、被害者へ必要な情報を確実に提供できるように努めます。

また、保護が必要な場合は一時保護施設や警察等と連携したり、被害者に係る情報保護を徹底する等、被害者への支援は引き続き重点的に行っていきます。

DV被害者支援基本フローチャート



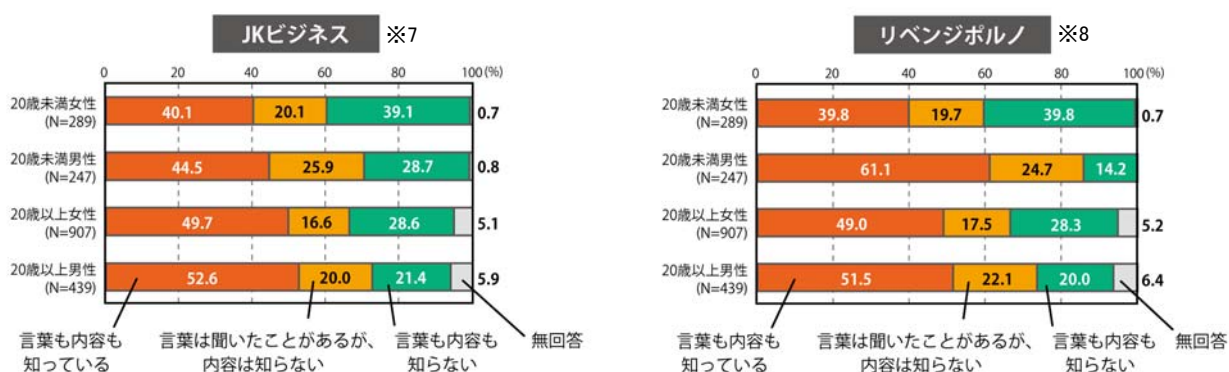
## 若年層を中心とした性暴力に関する知識の向上と性暴力を許さない環境づくり

性暴力に関する用語の認知度は、調査では「言葉も内容も知っている」と答えた人は、20歳未満の女性の約40%で、また、20歳以上の男女共に50%程度にとどまり、認知度が低い状況です。

国が2016(平成28)年度に作成した「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」においても、性暴力防止に向けた取組を重点的に行う必要があるとしています。また、兵庫県内でも性暴力被害の相談支援に関するワンストップセンターが設立され、被害の防止に向けた取組が広がっています。

今後も各支援機関等との連携に努め、若年層を中心とした性暴力に関する知識の向上と、性暴力を許さない環境づくりが必要です。

性暴力に関する用語の認知度



資料：男女共同参画に関する市民意識調査(2017(平成29)年 西宮市)

## あらゆる場面におけるハラスメントの防止に向けた取組

地位や権限等を悪用した嫌がらせ行為等の重大な人権侵害、いわゆるハラスメントは、働く場以外にも、地域活動や教育の場等、あらゆる場面において生じる可能性があります。ハラスメントは、セクハラやマタニティ・ハラスメント(以下、マタハラという。)、ジェンダー・ハラスメント※9等多岐にわたりますが、どの行為も人権侵害であるという認識を持ち、DVや性暴力と同様、「加害しない」という視点も踏まえた重点的かつ継続的な取組が必要です。

※7 女子高校生等をつかって、異性の客と会話やゲームをする、個室でマッサージや添い寝をする等性的な行為を売りにする商売のこと。

※8 元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の裸の写真や動画等、相手が公開するつもりのない私的な性的画像を無断でインターネット上に公開する行為のこと。

※9 性別により社会的役割が異なるという考えを他者にも期待し、その役割から外れた行動をとると、「女のくせに〇〇、男のくせに〇〇」と言って、行動や態度を非難すること。

## 課題解決に向けた主な取組

まずはDV・デートDVについて理解し、予防しましょう。

### ① DV・デートDVの予防に向けて、若年層を中心に取組を強化します。

市内の公立中学校に対して行う「デートDV防止講座」は、性に多感な年齢層にアプローチし、性やDVに関する知識を身に付けることにより、成長過程で様々な人と「対等な」人間関係を築けるようにするために実施しています。こうした講座を、高校や大学等も含め、より多くの学校と連携する等様々な機会をとらえて実施します。また、学習に役立つ冊子等も作成し、加害者にも被害者にもならないような取組を実施します。

DV・デートDVの悩みは気軽に相談してください。

### ② 一人で抱え込まないように相談しやすい環境を整備します。

被害を受けた人は、周囲に相談しづらく、一人で悩み、孤立してしまいがちです。DV・デートDVに悩んでいる人が、より安心して相談できる窓口の環境を整え、適切なケアを受けられるように体制の見直しを検討します。

被害者のほとんどは女性ですが、男性の被害者も存在することから、男性も相談しやすい環境を整えるとともに、日本語の不得意な外国人市民でも相談しやすい環境を整えます。

また、安心して相談できる窓口や様々な支援ができる場所があることを周知させます。

DV・デートDVは、あなたにとって身近な問題です。

### ③ 安全・安心の確保と生活に対する長期的な支援を行います。

DVの被害経験がある市民は、約8人に1人という状況で身近な問題です。被害を受けた人の安全・安心が確保できるよう、市の関連部局や一時保護所、NPO等の支援機関との連携体制を見直し、支援を強化していくとともに、就業支援や住宅確保、子どもへのケア等、長期的な視点による自立支援を行います。また、市の窓口には、DV被害者だけでなく加害者等も来庁するため、市職員向けに対応力向上のための研修や相談者への二次被害(相談相手や支援者から受ける被害のこと)を防止するための研修を行います。

若年層をターゲットにした性暴力が発生しています。

### ④ 性暴力の防止と被害者への適切なケアを行います。

アルバイトへの応募をきっかけとして性的な行為を強要される等、「JKビジネス」や「AV出演強要」といった性暴力が発生しています。これらの犯罪は若年層が被害者になる可能性が高いものです。

しかし、「JKビジネス」等の性暴力に関する用語の認知度は、若年層において低い状況であることから、特に若年層を中心として被害を防止するための学習機会を提供します。

また、被害を受けた人が適切なケアを受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

ハラスメントは人権侵害です。

### ⑤ ハラスメント防止に向けた取組を行います。

ハラスメント(セクハラ、マタハラ等)は職場だけの問題だと思われがちですが、学校生活や近所付き合い等、普段の生活の中で誰の身にも起こりうる身近な問題です。「ハラスメントは重大な人権侵害である」という認識が持てるような学習機会の提供及び苦情処理への申立てや相談機関の周知等を行います。

数値目標	現状値(2017(平成29)年度) ➡ 目標値(2028年度)
市職員向けのDVや性暴力防止に関する研修等において、「理解が深まった」と回答した職員の割合	調査未実施 ➡ 90%以上
DV相談窓口の認知度(男女別)	女性 45.8% 男性 29.7% (2017(平成29)年度) ➡ 男女とも70%



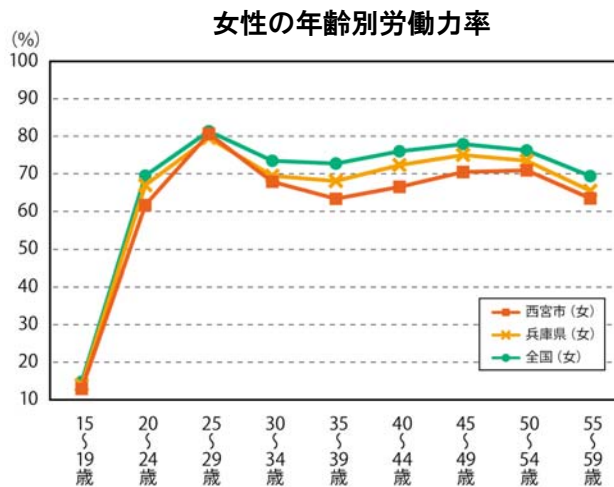
働く場における男女共同参画の推進

仕事をしたいと思っている人が、性別にとらわれることなく、自分の希望に沿った働き方を選択できる環境を整えていくことは、男女共同参画社会の実現のための重要な課題です。

2015(平成27)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、自らの希望により働こうとするすべての女性の就労を後押しする気運が高まっています。

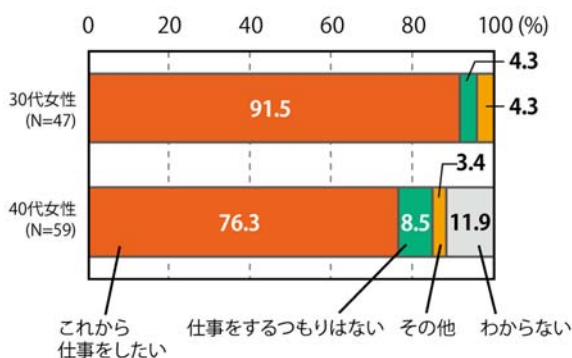
本市の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口※10の割合)は、国や県の平均と比べて20代後半から30代後半にかけての低下が著しくなっています。また、30代後半以降やや上昇するものの、国や県の平均よりも低いまま推移しています。

調査では、今後の就労意欲について、「これから仕事をしたい」と考えている女性のうち、「これから仕事をする上で気がかりとなること」は、30・40代女性は「育児との両立ができるか」が62.5%と最も多く、「年齢制限」が52.3%、「家事との両立ができるか」が43.2%となっています。就労支援を行う場合においては、こうした点を念頭において施策を実施する必要があります。

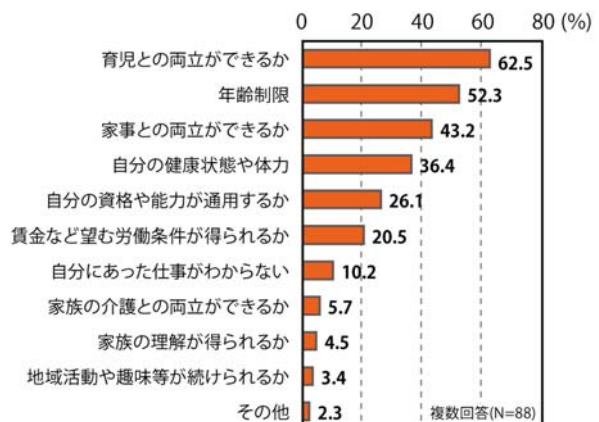


資料: 2015(平成27)年国勢調査データを本市で編集

今後の就労意欲(30・40代女性)



これから仕事をする上で気がかりなこと(30・40代女性)



資料: 男女共同参画に関する市民意識調査(2017(平成29)年 西宮市)

※10 就業者(調査期間中に収入になる仕事を少しでもした人)と完全失業者(調査期間中に収入になる仕事を少しでもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、職業安定所に申し込み等して積極的に仕事を探していた人)を合わせた人口のこと。

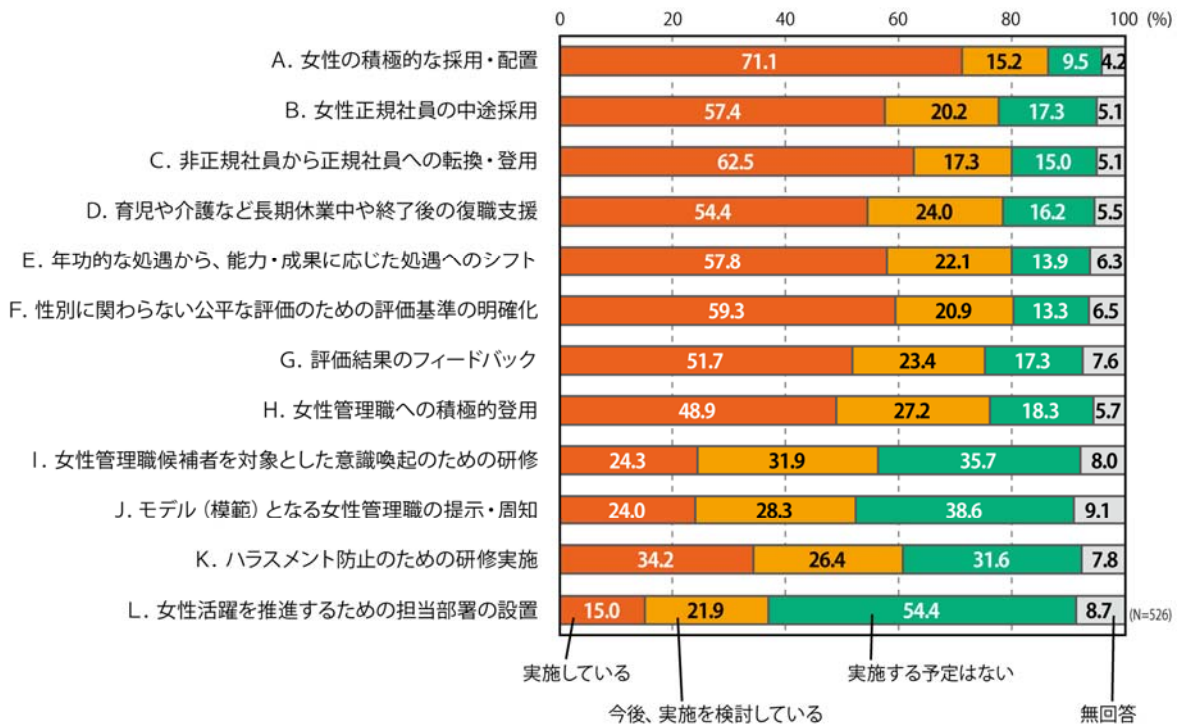
## 女性の活躍推進に向けた企業・事業所の取組に対する支援

調査では、「女性の継続就労・管理職登用等のために企業・事業所(以下、企業等という。)が行っている取組」について、「女性の積極的な採用・配置」が71.1%と最も多くなっています。

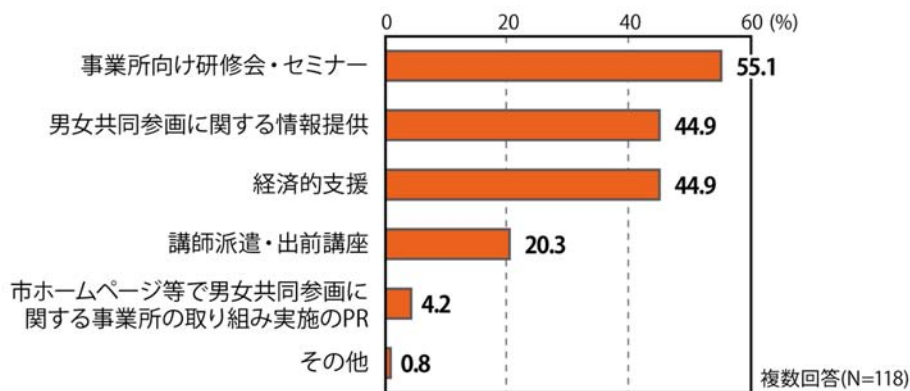
一方で、「女性活躍を推進するための担当部署の設置」等の取組を実施している企業等が少なくなっています。

また、「企業等が受けたいと思っている支援内容」は、「研修会・セミナー」が55.1%、「情報提供」、「経済的支援」が44.9%となっており、自由意見にも「啓発活動を進めてほしい」や「取組事例を紹介してほしい」、「事業所向けの研修会を実施してほしい」といった意見があり、学習機会の提供等の支援を実施する必要があります。

女性の継続就労・管理職登用等のために企業・事業所が行っている取組



企業・事業所が受けたいと思っている支援内容



資料: 男女共同参画に関する事業所意識調査(2017(平成29)年 西宮市)

Memo

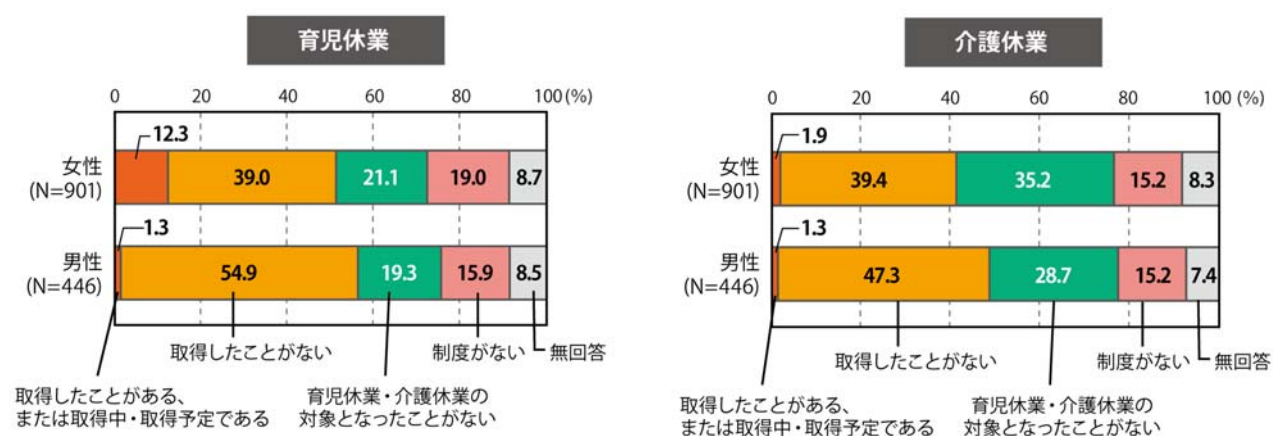
## 男性の男女共同参画の促進

男女共同参画を進めることは、女性だけでなく男性にとっても生活しやすい社会を目指すことです。そのためにも、男性が積極的に働き方を見直し、家事や育児、介護等のいわゆる「ケア労働」や地域活動等へより参画していくことが重要です。

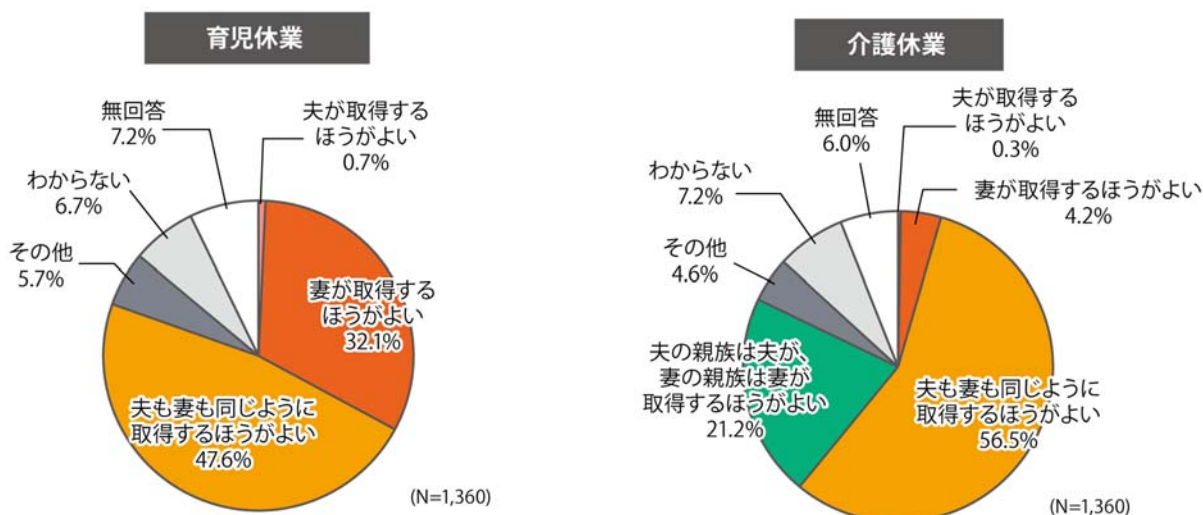
国においても、「育児・介護休業法」等の改正や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※11）憲章」等の策定により、ワーク・ライフ・バランスやディーセント・ワーク※12実現に向けた取組が推進されています。

調査では、育児休業・介護休業共に、市民の意識は「夫も妻も同じように取得する方がよい」が最も高くなっています。しかし、実際の取得状況、特に育児休業については、女性が取得する方に偏っており、ケア労働における男性の参画促進のための取組の充実が必要です。

### 育児休業・介護休業の取得経験



### 育児休業・介護休業の取得の仕方についての考え方



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（2017（平成29）年 西宮市）

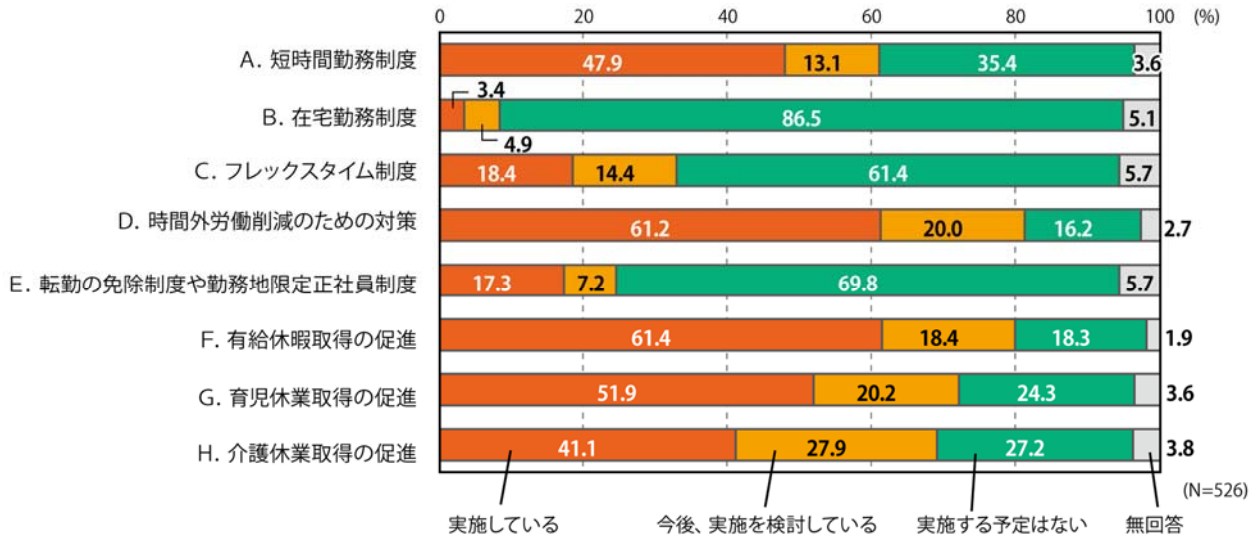
※11 誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

※12 働きがいのある人間らしい労働のこと。

## 多様な働き方についての普及促進

調査では、「ワーク・ライフ・バランスの確保に向けて企業等が行っている取組」について、時間外労働削減や有給休暇、育児休業、介護休業取得促進等の取組状況に差があり、取得促進に係る働きかけが必要です。

ワーク・ライフ・バランスの確保のために企業・事業所が行っている取組



資料：男女共同参画に関する事業所意識調査(2017(平成29)年 西宮市)

## 職場におけるハラスメントの防止

独立行政法人労働政策研究・研修機構が2015(平成27)年に実施した「妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査」によると、マタハラの経験率は21.4%であり、加害は上司だけでなく同僚や部下等からも行われています。どのようなハラスメントであっても、異性間・同性間に関わらず、重大な人権侵害です。

また、セクハラを受けた人がとった対応としては、雇用形態に関わらず「がまんした、特に何もしなかった」が6割を超えており、セクハラ被害が潜在化している可能性があります。

セクハラやマタハラ、パワハラ等のあらゆるハラスメントを防止することは、女性の活躍推進や男女共同参画の推進の基盤でもある「働く人の人権の尊重」にも繋がることから、市や企業等が積極的かつ継続的に取り組んでいくことが重要です。

Memo

## 課題解決に向けた主な取組

職場における男女共同参画の実現のために、まずは理解を深めましょう。

### ① 企業・事業所向けの学習機会の提供等を行います。

女性の活躍推進など職場における男女共同参画の実現のためには、女性だけでなく、男性、管理職、事業主の積極的な取組が不可欠です。男性中心型労働慣行の見直しや長時間労働の解消に向けた対策、ワーク・ライフ・バランスやディーセント・ワーク実現のための方策等、女性も男性も意欲を維持しながら働く職場をつくる必要があります。企業等を対象とした男女共同参画や女性活躍推進に関する講座の開催など学習機会を提供します。

また、職場環境の改善に取り組んでいる企業等の事例を発信したり、女性活躍推進に関心を示す企業等に対し、アドバイザー派遣等で連携できるよう検討します。

女性の就労を支援します。

### ② 女性の再就職や就業継続など就労支援に関する取組を充実します。

再就職や就業継続を望む女性がそれぞれの希望に沿った働き方ができるよう、ハローワーク等と連携した就労支援の継続や「女性のためのチャレンジ相談」の充実を検討します。また、起業講座や非正規雇用者のための講座など女性の就労に関する学習機会の充実を図ります。

ひとり親家庭については、生活に不安を感じている人が互いに情報交換できる場の提供を継続するとともに、支援者や他機関との連携により、内容の充実に努めます。

男性も男女共同参画社会実現の当事者です。

### ③ 男性の家事・育児・介護等への積極的な参画を支援します。

男性の家事・育児・介護等への積極的な参画は、職場以外に活躍の場をつくることとなり、人生の選択肢を広げることに繋がります。一人ひとりの意識や行動の変化が、男性中心型労働慣行の変革ひいては男女共同参画社会の実現に繋がることから、男性向けの学習機会の提供を充実させます。

ハラスメントは人権侵害です。

### ④ 職場におけるハラスメント防止に向けた取組を行います。

職場におけるセクハラやマタハラ、パワハラ等、いわゆるハラスメントは、上司から部下への被害だけでなく、同僚や部下からの被害もあり、また異性間だけでなく同性間でも発生している身近な問題です。無意識の言動がハラスメントに繋がる場合もあり、自分自身が加害者となる可能性もあります。

ハラスメントの撲滅は、働く人一人ひとりの人権尊重に繋がり、女性活躍の推進ひいては男女共同参画の推進にもつながります。企業等が取組を実施できるよう学習機会の提供及び苦情処理への申立てや相談機関の周知等を行います。

まずは市職員の意識改革に取り組めます。

### ⑤ 市が率先して職場の男女共同参画の実現に向けて取組を行います。

企業等に向けた取組を実施するにあたっては、まず市が率先して女性活躍や男女共同参画の実現に向けた取組を行う必要があります。

現行の特定事業主行動計画に記載している「市の課長級以上の管理職に占める女性割合」について、次期計画の改定時には、現状よりも高い数値目標を設定し、目標達成のための具体的な取組を実施します。また、「市職員の男性の育児休業取得比率」についても、目標達成のための具体的な取組を実施します。

数値目標	現状値(2017(平成29)年度)	➡	目標値(2019年度)
市の課長級以上の管理職に占める女性割合	12.9%(2017(平成29)年度)	➡	15%
市職員の男性の育児休業取得比率	3.57%(2017(平成29)年度)	➡	13%

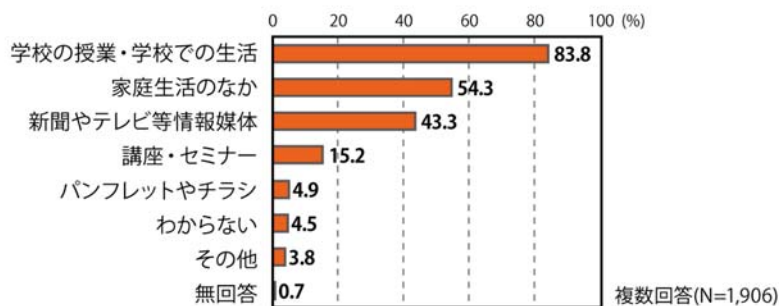
### 重点施策③ 次世代に向けた男女共同参画の推進

#### 学校や家庭生活の中で男女共同参画を学ぶ機会の提供

誰もが性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、一人ひとりの力を活かすことができる社会を実現するためには、次世代を担う子どもが男女共同参画についての理解を深めることが重要です。また、子どもたちの将来を豊かなものにするため、性別にとらわれることなく、多様な選択肢から自らの進路を主体的に選択できることが重要です。

調査では、「男女共同参画社会を子どもたちが何を通して学ぶとよいか」について、「学校生活」が83.8%と最も多く、「家庭生活」が54.3%となっています。そのため、学校や地域に出向いて講座等を行う等、子どもも参加しやすい取組を考える必要があります。

男女共同参画社会を子どもたちが何を通して学ぶとよいか

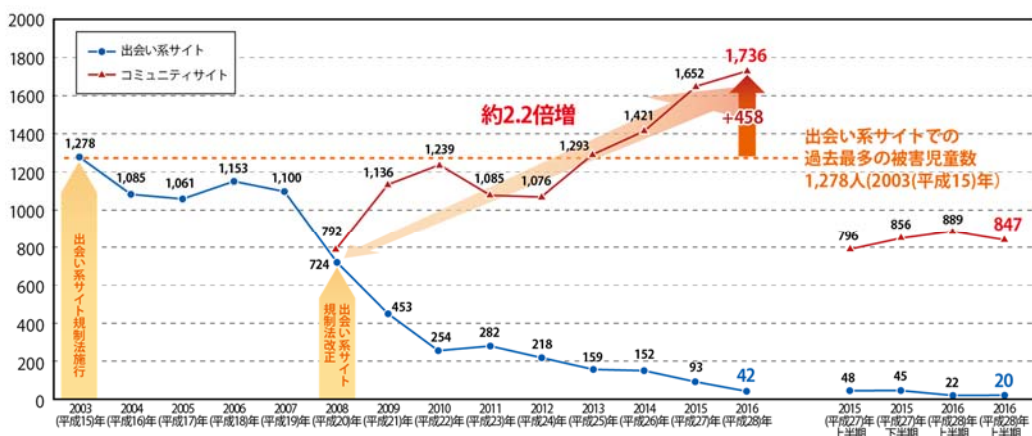


資料：男女共同参画に関する市民意識調査(2017(平成29)年 西宮市)

#### コミュニティサイト※13等における性被害の防止

2016(平成28)年におけるコミュニティサイト等における被害児童(18歳未満)数は、2003(平成15)年の出会い系サイトでの過去最大の被害児童数1,278人を大きく上回って1,736人となっており、対策が急務です。また、インターネット利用等に関する学校での指導について「指導があったかどうか分からない、覚えていない」と回答した児童が約半数を占めています。スマートフォン等を通じたインターネット利用は、利用しやすい反面、性被害や犯罪に巻き込まれる危険性もあるため、使い方に注意が必要です。性暴力・性被害防止のため、子どもの頃からの学習機会の提供など防止に向けた取組を行う必要があります。

コミュニティサイト及び出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数の推移



資料：2016(平成28)年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について(警察庁)

※13 広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する際に利用されるサイト。また、面識のない利用者同士がチャットにより交流するサイト等のこと。(TwitterやFacebook等)

## 多様な性に関する学習機会の提供

調査では、「セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)※14に対する差別や偏見をなくすためにどうすべきか」について、「ありのままの姿、考え方を受け入れる」が69.5%と最も多くなっています。また、「市が制度や環境の整備を図る」が30.5%、「イベントや講座を開催し理解を深める」が22.0%となっており、市が制度等を検討したり、学習機会を提供する等の取組も必要です。

### 課題解決に向けた主な取組

男女共同参画について理解を深め、視野を広げましょう。

#### ① 男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

将来大人になった時に、自分の希望に基づいて人生を決めていくためには、様々な考え方や価値観に触れて、主体的に考え、行動する力を身に付ける必要があります。性別によって将来の夢をあきらめらることのないようにするための学習機会を提供します。また、学校の授業等でも活用できるような児童・生徒、学生向けの啓発冊子等を作成します。

多様な職業のなかから、自分の将来を主体的に選択しましょう。

#### ② 就職等における職業選択の支援につながる取組を行います。

多様な職業があるなかで、男子向きもしくは女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、一人ひとりが主体的に職業を選択する力を身に付ける必要があります。

そのため、「職業」や「自分らしく働くこと」について考えることができるよう、教育現場と連携しながら、学習機会を提供します。

子どもたちが性被害に遭わないために・・・

#### ③ 子どもたちを性暴力から守るための取組を実施します。

子どもに対する性暴力の加害者が「身近な人」というケースは多く、表面化しにくい暴力であることや、守ってくれる大人(学校や警察、市の相談窓口や支援窓口)がいることを、子どもにも大人にも知ってもらうための学習機会を提供します。取組にあたっては、支援機関等と連携しながら実施します。

また、コミュニティサイト等を通じた性暴力も存在するため、被害に遭いやすい子どもたちに向けて、スマートフォンの使い方やインターネットの情報に誘導されない能力を身に付ける学習機会を提供します。

性には多様なあり方があることを理解しましょう。

#### ④ 多様な性に関する差別や偏見をなくすための学習機会を提供します。

人は、生まれた時の身体的特徴等による「性(生物学的性)」、自分が認識する「性(性自認)」、恋愛対象となる「性(性的指向)」の3つの性の組み合わせから成ります。3つの性の組み合わせには決まりはなく、多様な性が存在します。

多様な「性」があることを理解し、一人ひとりを尊重し、生き方を認め合えるような学習機会を提供します。取組にあたっては、セクシュアル・マイノリティ当事者の意見も取り入れながら実施します。

※14 恋愛・性愛の対象が同性に向かう人(レズビアン、ゲイ)や男女両方に向かう人(バイセクシュアル)、自認する性別と身体的な性別が一致しない人(トランスジェンダー)等の総称。

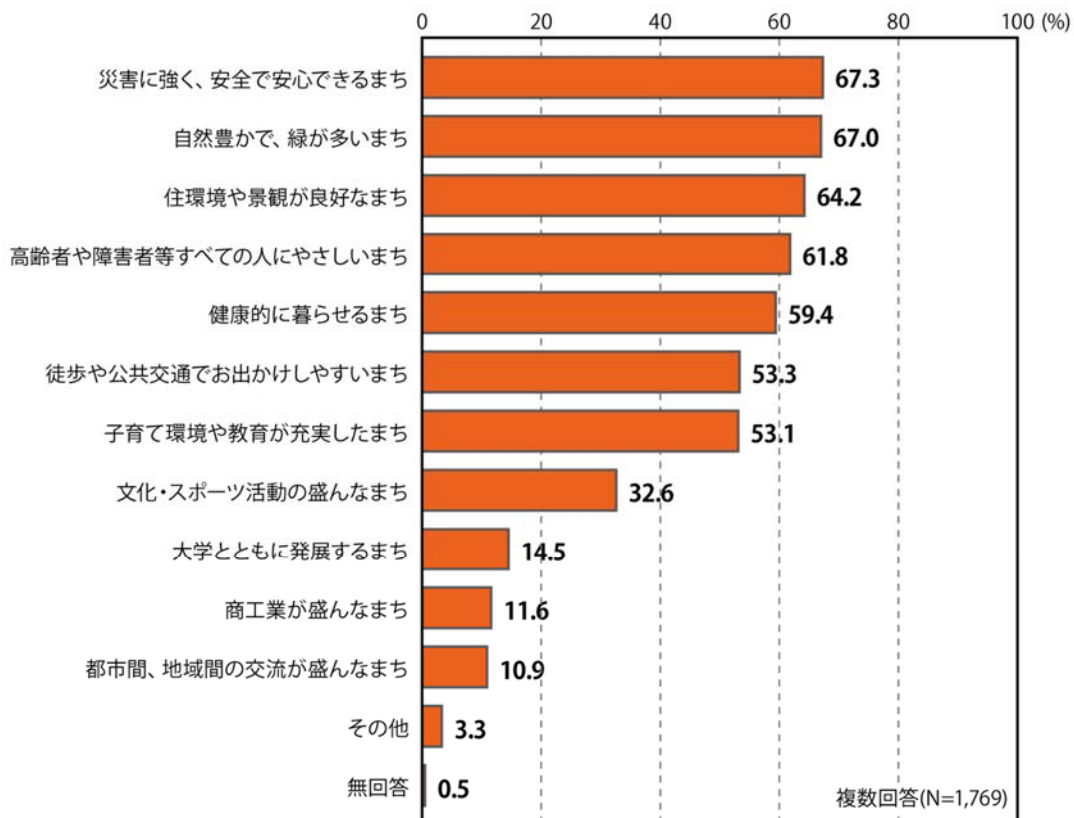
## 男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災活動

国の第4次男女共同参画基本計画において、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を掲げています。また、2011(平成23)年の東日本大震災や2016(平成28)年の熊本地震においても、男女共同参画の視点に配慮した対応が遅れた・不十分であったとの声が寄せられる等、課題となっています。(内閣府男女共同参画局「2016(平成28)年熊本地震対応状況調査」)

また、「将来の都市像として、西宮市をどんなまちにつくり育てていくのが良いと思うか」について、第5次西宮市総合計画策定に関するアンケートでは、「災害に強く、安全で安心できるまち」を望んでいる市民が67.3%と最も多くなっており、防災・減災に対する意識が高いといえます。

地域の防災・減災活動等の取組にあたっては、男女共同参画の視点が必要です。

## 将来の都市像として、西宮市をどんなまちにつくり育てていくのが良いと思うか



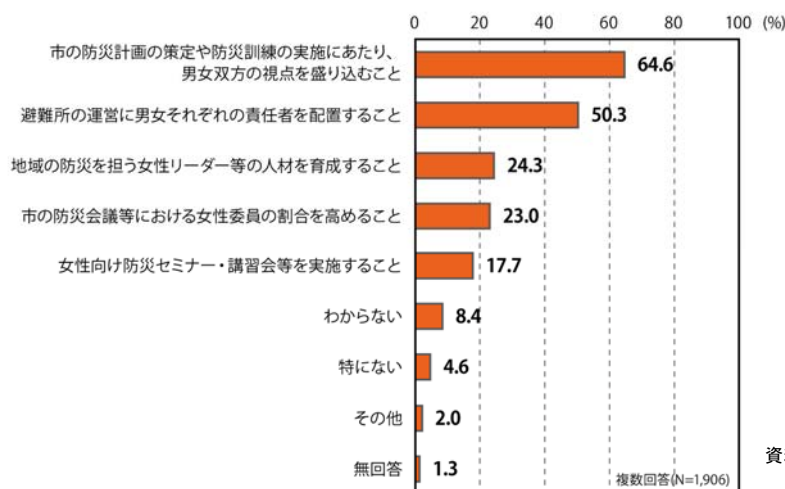
資料：第5次西宮市総合計画策定に関するアンケート調査(2017(平成29)年 西宮市)



## 災害時の体制にも男女共同参画の視点を取り入れる

調査では、「男女それぞれのニーズに配慮した活動や支援等を推進するために必要なこと」について、「防災計画や防災訓練に男女双方の視点を盛り込むこと」が64.6%と最も多く、男女共同参画の視点を踏まえた体制等を考える必要があります。また、ウェブが行う相談事業や情報提供、啓発事業など様々な機能が、災害復興時において重要となることから、災害時におけるウェブの役割や機能を検討する必要があります。

男女のニーズに配慮した活動や支援等を推進するために必要なこと



資料：男女共同参画に関する市民意識調査  
(2017(平成29)年 西宮市)

## 課題解決に向けた主な取組

災害時に抱える困難と支援ニーズは多様にあります。

### ① 男女共同参画の視点を踏まえた防災・減災に関する学習機会を提供します。

災害時は、女性の家事等の負担がさらに重くなったり、男性が避難所運営等のリーダーの役割を押し付けられやすくなる等、普段の生活で身についた性別役割分担意識が強化される場合があります。普段の生活の意識が災害時の意識に繋がることを認識し、普段から性別にとらわれない行動ができる学習機会を提供します。

災害時の避難所において、女性用トイレや生理用品の不足、女性等に対する性暴力等が起こることが過去の事例として報告されています。また、避難所には様々な人が避難することから、多様な視点で運営ができるようマニュアル作成や研修を行う等、自主防災組織や市の担当者等を含めた避難所に関係する人に対する学習機会を提供します。

災害時にも対応できるネットワークの構築を目指します。

### ② 男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興のための体制づくりの研究・検討を行います。

男女共同参画の視点を取り入れた体制づくりのため、災害時の男女共同参画センターの役割や機能を検討するとともに、先進事例の研究や調査等を行います。

また、災害時においても、DVや性暴力等の相談体制を継続できたり、早期に再開できるよう、平常時から庁内及び他の支援機関等との連携を図ります。

## 重点施策 5 男女共同参画センターウェブの機能強化

### ウェブを活動拠点として、機能強化と効果的な活用方法を検討

ウェブは、「ジェンダー問題の解消」「自立・連帯の推進」「参加・参画の促進」を基本理念に設置された、男女共同参画社会実現に向けた活動の拠点施設です。講座の実施やリーフレット配布等による啓発活動、図書貸出、男女共同参画に関する情報相談、女性のための相談事業を行う等男女のエンパワメントに繋がる取組を実施してきました。しかし、調査では、「何をしているのかよく知らない」との意見が寄せられる等、認知度が低い状況となっていることから、認知度の向上に努めるべく、積極的な広報や広報手段の多様化、拠点施設にとどまらない活動が必要です。

また、本プランにおいては、施策の重点化を図り、男女共同参画施策の充実を図っていくために、一般向け貸館業務の廃止や事務の移譲を検討する等ウェブの活用方法について見直しを行い、設置理念に沿ったセンターの運営ができるよう検討します。

### 課題解決に向けた主な取組

ウェブを有効活用してみましょう。

#### ① ウェブの機能や活動内容に関する周知に努めます。

ウェブにはどのような機能があり、どのようなサポートが受けられるのか、また、ウェブが取組んでいること(主催講座や相談事業等)を知らない市民が少なくありません。

ウェブについて、より多くの市民や企業等に知ってもらうため、広報手段の見直しを行い、必要な人に情報が届くような方法を検討します。

男女共同参画社会の実現に向けてウェブがパワーアップします。

#### ② ウェブの活用方法を見直します。

ウェブにおける事業の充実及び市内の学校や自治組織、企業等に向けた事業の実施を積極的に推進するため、一般市民向け貸館業務を見直し、男女共同参画社会実現に向けた施策に注力するための環境づくりを行います。

また、ウェブにおける実施事業について、必要に応じてアンケート項目等を見直し、利用者のニーズや満足度の把握に努めるとともに、よりよい事業実施に繋がります。

数値目標	現状値(2017(平成29)年度)	目標値(2028年度)
男女共同参画センターウェブの認知度	調査未実施	次回調査時の認知度から 2倍

Memo

## 第4章 プランの推進体制

### 1. 推進体制

#### プランの方向性を明確にし、より効果的に男女共同参画施策を推進

前プランは、「西宮市新女性プラン」から「西宮市男女共同参画プラン」へと名称が変更となり、女性のための施策だけでなく、男性向けの施策やDV防止施策に取り組んできました。また、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込むように様々な部局に働きかけを行ってきました。その結果、進捗管理等に膨大な事務量が発生し、効果的な施策の推進に繋がっているとは言えない状況でした。

効果的に施策を実施するには、あらゆる施策に均等に力を注ぐのではなく、重点施策を設定し、本市の男女共同参画施策の方向性を明確にすることが必要です。また、このことは、施策のチェックや評価、課題の反映が容易になり、施策の実効性を高めることにも繋がります。

#### 重点施策を行うための推進体制の構築

本プランを実効性のあるものとするためには、重点施策に対応した推進体制が必要です。関連部局や男女共同参画推進委員の見直し等も行う必要があります。

#### 市民や市民団体、関係機関との連携強化

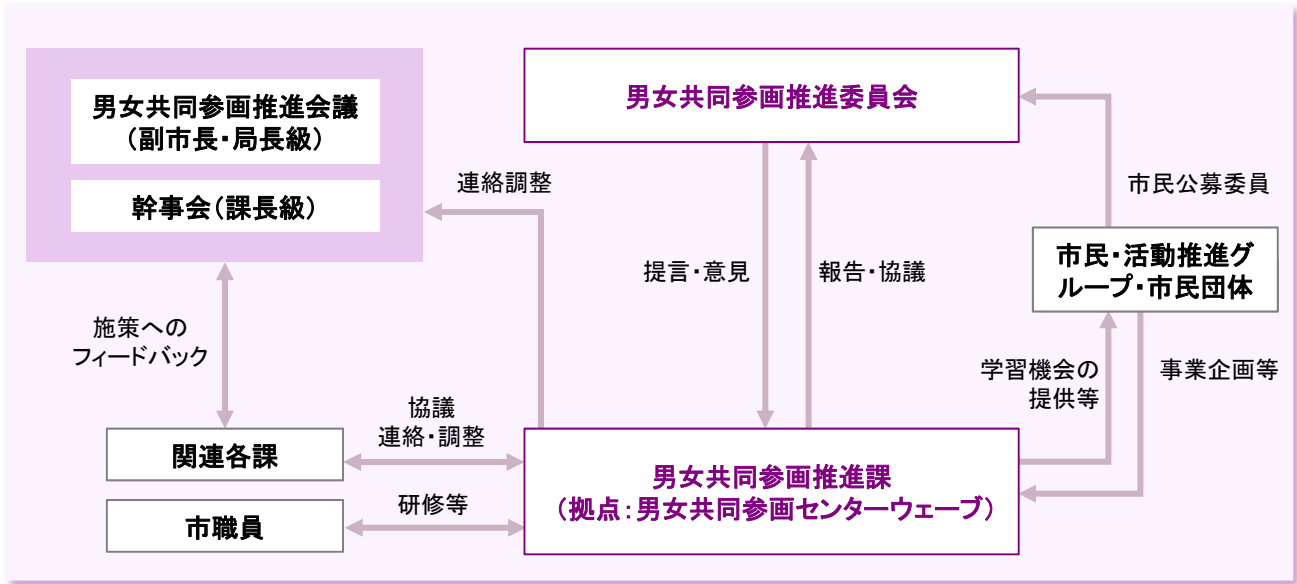
男女共同参画に関して、効果的な取組を行うためには、事業の内容に応じて市民や市民団体との協力や、関係機関との連携強化が必要となります。

ウェブでは、活動推進グループ※15が主体となって「いきいきフェスタ」の実施や、市民が男女共同参画に関する啓発講座を行う「市民企画講座」等を行っています。

男女共同参画社会を実現するためには、行政主体の取組だけでなく、こうした市民との連携も重要です。「いきいきフェスタ」や「市民企画講座」など市民参画型事業を活性化することにより、市民と行政が協働して、本市における男女共同参画を推進する必要があることから、活動推進グループのあり方や支援方法を見直し、連携強化を目指します。

※15 市民の主体的な学習機会の提供等により、男女共同参画社会を実現する目的で設置した活動団体の総称のこと。

## 計画の推進体制



### 課題解決に向けた主な取組

#### ① 市民や市民団体・他機関等とのネットワークづくりに努め、積極的に事業を進めます。

市民や市民団体・他機関等との連携を強化し、今まで「男女共同参画に関する取組」を知らなかった市民にも取組を広げ、ネットワークづくりに努めます。

また、講座や研修など事業の実施場所をウェブに限定せず、市民や企業向けの出前講座を実施する等積極的に事業を推進し、取組を広げます。

#### ② 男女共同参画推進委員会(附属機関)や男女共同参画推進会議(庁内体制)を見直します。

重点的に推進する分野に沿って推進委員会や推進会議のメンバーを見直します。

#### ③ 市民参画型事業を見直します。

「市民企画講座」をはじめとする市民参画型事業について、誰でも参加しやすい仕組みを検討し、効果的な事業実施となるよう努めます。

また、活動推進グループのあり方と支援方法を見直すとともに、積極的に市民から市民への啓発活動を行うことができるような仕組みを検討し、事業実施における連携強化に努めます。

Memo

# 資料編

## 1. 基本施策

前プランでは、57の施策とおよそ300の事業に取り組み、すべての事業において自己評価を実施するとともに、西宮市男女共同参画推進委員会での評価を経て、事業の所管課へフィードバックを行う「PDCAサイクル」に基づく施策の推進に取り組んできました。しかし、膨大な事務量が発生し、効果的な施策の推進に繋がっていないとは言えない状況でした。そこで、本プランでは、施策を重点的に推進していくために、進捗管理等の事務効率化を積極的に進めます。

以下の表は、前プラン(男女共同参画プラン及びDV対策基本計画)に掲げた施策から、本プランにおける重点施策と基本施策を整理したものです。

P9～23に掲載されている重点施策以外の基本施策については、所管する部局において、従来どおり取り組みます。なお、基本施策のPDCAサイクルに基づく進捗管理については、各部門別計画等においてまとめて行うこととし、本プランにおいて進捗管理は行いません。

		前プラン	本プラン
プラン名称	基本目標	施策名称	重点施策及び基本施策
男女共同参画プラン	あらゆる分野への男女共同参画の促進	女性の人材育成と能力の活用	重点施策 (2. 働く場における男女共同参画の推進)
		施策・方針決定過程への女性の参画促進	
		社会活動における女性リーダーの育成	基本施策
		男女共同参画の視点に立った地域活動等の推進	基本施策
		地域での多文化共生・国際理解の促進	基本施策
		外国人市民にも住みやすい環境づくり	基本施策
	男女共同参画社会を実現する基盤づくり	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	重点施策 (3. 次世代に向けた男女共同参画の推進)
		男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発活動	重点施策 (5. 男女共同参画センターウェブの機能強化)
		男女共同参画推進のための拠点機能の充実	
		男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	基本施策
		研究・学術分野における女性の参画拡大	基本施策
		学校園の教育における男女平等・共同参画の推進	基本施策
		男女共同参画社会をめざす教育・学習機会の充実	重点施策 (3. 次世代に向けた男女共同参画の推進)
		男性に向けた男女共同参画の意識啓発	重点施策 (2. 働く場における男女共同参画の推進)
		子育て環境の整備	基本施策
		就労における男女平等の推進と環境の整備	男女の雇用機会均等についての啓発
	職場における男女平等の推進		
	女性の就労支援のための施策の推進		
	仕事と生活の調和の意識啓発		
	仕事と生活の調和に向けた環境整備		

		前プラン	本プラン
プラン名称	基本目標	施策名称	重点施策及び基本施策
男女共同参画プラン	人権の尊重と健やかな暮らしのための環境整備	人権尊重の視点に立った意識啓発	基本施策
		メディアにおける女性の人権尊重	基本施策
		女性に対するあらゆる暴力をなくす意識づくりの推進	<b>重点施策</b> (1. DV、性暴力の根絶)
		DVの防止と被害者支援に関する施策の推進	
		生涯を通じた男女の健康支援	基本施策
		健康を脅かす問題についての対策の推進	基本施策
	安全・安心に暮らせる男女共同のまちづくり	高齢者・障がいのある人が安全・安心に暮らせるための条件整備	基本施策
		介護支援体制の充実	基本施策
		自立をめざす支援施策の充実	基本施策
		安定した雇用、就労に向けた支援施策の充実	基本施策
男女共同参画の視点での防災・災害復興施策の推進		<b>重点施策</b> (4. 男女共同参画の視点による防災・減災施策の推進)	
DV対策基本計画	相談機能の充実	相談窓口の周知	<b>重点施策</b> (1. DV、性暴力の根絶)
		相談窓口の強化	
		相談体制の整備	
		保健・医療関係者によるDVの早期発見に向けた取り組みの実施	基本施策
		保健・医療関係者の通報体制の整備	基本施策
		福祉関係者によるDVの早期発見に向けた取り組みの充実	基本施策
		民生委員・児童委員によるDVの早期発見に向けた取り組みの充実	基本施策
		市民によるDVの早期発見に向けた取り組みの充実	基本施策
	被害者の安全確保	被害者の安全確保のための体制づくり	<b>重点施策</b> (1. DV、性暴力の根絶)
		警察との連携強化	
		情報保護の体制強化	
	自立支援	DV相談窓口、手続きのワンストップ化	基本施策
		婦人相談の充実	基本施策
		心身回復のための支援	<b>重点施策</b> (1. DV、性暴力の根絶)
		生活基盤整備のための支援	
		就労支援に向けた環境整備	
		住宅確保に向けた支援	
		子どものケアに関する支援	基本施策
	就学・保育に関する支援		
	支援者の資質向上	職員等の資質向上	<b>重点施策</b> (1. DV、性暴力の根絶)
苦情とその対応内容の情報共有		基本施策	
DV防止に向けた啓発・教育	市民へのDV及びDV被害に関する理解の促進	<b>重点施策</b> (1. DV、性暴力の根絶)	
	DV防止及びDV被害からの回復に向けた支援		
	若年層へのDV防止の啓発とDV予防教育の推進		
	学校におけるDV予防教育の推進		
	DV予防の取り組みの推進		

## 2. プランの策定経過

	開催日	内容
2017年 (平成29年)	9月29日	2017(平成29)年度 第1回推進委員会開催
	10月3日	DV対策基本計画策定に向けた職員向けワークショップ開催 (内閣府「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」) 内容: DV対策の現状と課題の抽出について 講師: 高田 昌代(神戸市看護大学教授)
	11月14日～12月4日	市民及び事業所意識調査実施
	12月20日	男女共同参画プラン及び女性活躍推進計画策定に向けた職員研修開催 (内閣府「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」) 内容: 男女共同参画の視点からの就労支援等について 講師: 中野 冬美(産業カウンセラー、キャリアコンサルタント)
2018年 (平成30年)	2月8日	2017(平成29)年度 第2回推進委員会開催
	3月3日	活動推進グループ交流会(A日程) (内閣府「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」) 「ウェーブ元気プロジェクト あなたの力が必要です」 内容: 男女共同参画センターウェーブ活性化に向けたワークショップを開催 ファシリテーター: 小川 真知子(特定非営利活動法人SEAN理事長)
	3月7日	2017(平成29)年度 第3回推進委員会開催
	3月9日	活動推進グループ交流会(B日程) (内閣府「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」) 「ウェーブ元気プロジェクト あなたの力が必要です」 ファシリテーター: 小川 真知子(特定非営利活動法人SEAN理事長)
	5月18日	2018(平成30)年度 第1回推進委員会開催(諮問)
	8月22日	2018(平成30)年度 第2回推進委員会開催
	8月30日	2018(平成30)年度 第3回推進委員会開催
	10月10日	市議会への所管事務報告(パブリックコメント実施前の市議会への説明)
	10月12日	2018(平成30)年度 第4回推進委員会開催
	10月26日～11月26日	パブリックコメント実施
2019年 (平成31年)	1月21日	市議会への所管事務報告(パブリックコメント実施後の市議会への説明)
	1月25日	2018(平成30)年度 第5回推進委員会開催
	3月6日	2018(平成30)年度 第6回推進委員会開催(答申)

### 3. 西宮市男女共同参画推進委員会

男女共同参画社会の実現のための施策の現状とあり方について意見及び提言を求め、男女共同参画社会の形成に資することを目的として、推進委員会を設置しています。本プランは以下に記載する委員にご協力いただき、策定しました。

(敬称略)

選任区分	名 前	所属団体等
学識経験者	高田 昌代	神戸市看護大学 看護学科ウィメンズヘルス看護学専攻教授
学識経験者	牧里 每治	関西学院大学 名誉教授
学識経験者	井上 はねこ	学校法人河合塾ハラスメント防止対策委員会 相談員
学識経験者	西尾 亜希子	武庫川女子大学 共通教育部 准教授
学識経験者	志賀 俊彦	神戸新聞社 報道部長 (神戸新聞社推薦)
学識経験者	石井 恭子	西宮商工会議所 部会幹事 (西宮商工会議所推薦)
市民団体代表	原田 孝一	西宮労働者福祉協議会 事務局次長 (西宮労働者福祉協議会推薦)
市民団体代表	木元 早苗	西宮市地域婦人団体協議会 理事 (西宮市地域婦人団体協議会推薦)
公募	岩本 裕子	市民公募
公募	澤井 昭寛	市民公募

(任期)2017(平成29)年6月1日～2019年5月31日






**西宮市男女共同参画プラン**  
**DV対策基本計画 女性活躍推進計画**

---

**2019年 3月 発行**

西宮市市民局 人権推進部 男女共同参画推進課  
〒663-8204 西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや4階  
電話:0798-64-9495 FAX:0798-64-9496



西宮市男女共同参画プラン  
DV対策基本計画 女性活躍推進計画